

経済産業省

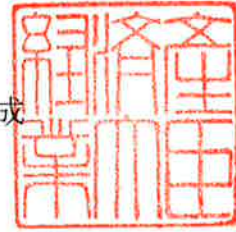
20170720商第3号

平成29年7月28日

消費経済審議会

会長 山本 豊 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（諮問）

特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第64条の規定に基づき諮問します。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令別表第2（第5条、第5条の2関係）の改正を行うことについて

対象となる業務

小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業
（不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第46号）による改正後の不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第6項）

以上